

生 徒 心 得

この心得は、生徒の皆さんが快適で安全な環境の中で、学業および部活動等、学校生活を充実させ、それぞれ希望する将来の進路を実現することを目指して定められたものです。この心得の趣旨を踏まえて本校生徒としての在り方を自覚し、それぞれが努力することを心より期待しています。

登下校について

1. 登校時刻は 8:40 です。
2. 下校時刻は 17:00 です。部活動等を行う場合は別に定めます。
3. 土日・祝祭日、長期休業中に登校する場合は、必ず教員（顧問）の許可及び監督が必要です。

校内生活について

1. 登校後、すべての日課が終了するまで校外に出ることはできません。やむを得ず外出する際は、担任（顧問）の許可を得てください。
2. 校内のあらゆる公共物はていねいに扱しましょう。破損した場合は、速やかに担任（顧問）に申し出てください。なお、故意に破損した場合は弁償することになる場合があります。
3. ゴミの処理については、以下の事項を厳守しましょう。
 - ア．弁当の容器・袋類・食べ残しは自宅に持ち帰りましょう。また、不要になった書籍類等の私物については各家庭で処理してください。
 - イ．ゴミを捨てる際は、必ず分別を行ってください。
4. 生徒が校内で掲示・印刷物配布・物品販売・集会を行う際は、必ず事前に届け出て許可を受けてください。
5. 情報機器の使用については、次の事項に注意しましょう。
 - ア．携帯電話等の校内への持ち込みは原則として禁止しています。携帯電話等の利用を希望する場合には、「携帯電話等持ち込み・使用申請書」を提出してください。通信機能がある多機能腕時計（スマートウォッチ）は携帯電話と同じ扱いとします。
 - イ．家庭内でも携帯電話やパソコン等を利用するときは、情報マナーを守り、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。
不正なアクセスや人を中傷するような書き込みは触法行為です。絶対に行ってはいけません。
6. 授業・学校生活に不必要と判断されるものを学校には持ってきてはいけません。

通学について

1. 公共交通機関を利用する場合は、駅・バス停や車内でのマナーに十分に注意し、一人ひとりが、他の乗客の迷惑にならないように心がけましょう。
2. 徒歩通学の場合は、必ず歩道を歩き、他の人の迷惑となる歩行はしないようにしましょう。
3. 自転車通学の場合は、次の事項に注意しましょう。

- ア.「自転車通学申請書」を提出し、許可を受けてください。なお、本校では自転車通学者の自転車保険加入を義務付けています。
- イ.本校駐輪場を利用する場合は、登録証（シール）を自転車後部（泥よけ）に貼り、定められた置き場に止めましょう。なお、錠は必ず2つ以上かけましょう。
- ウ.通学については、交通法規を守りましょう。車道の左側を通行し、2台以上の並走や二人乗り、夜間の無灯火乗車等の危険行為は絶対にしないようにしましょう。なお、自転車通行ができる歩道では、歩行者の妨げにならないように十分に注意して通学しましょう。
- エ.自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- オ.自転車通学をやめる場合は、「自転車通学者申請の取り下げ書」を提出してください。
- 4.バイクでの通学は禁止します。なお、バイクの「三ない運動」を厳守しましょう。無断で免許を取得したり、乗車してはいけません。
- 5.下校時はなるべく複数で下校しましょう。不審者・不審車両に遭遇した場合は、大声をあげる、または近くの民家に逃げ込むなどして、助けを求めましょう。
- 6.台風・大雪時等の登校については、別に定めます。

欠席・遅刻・早退、授業の規律について

- 1.欠席・遅刻する場合は、保護者から当日の8:40までに電話等で連絡するようにしてください。その際、学年・クラス・番号・名前・欠席（遅刻）の理由を告げてください。事前にわかっている場合は、前日までに生徒手帳を用い、担任に届け出ましょう。
- 2.忌引および出席停止については、別に定めます。
- 3.遅刻した場合は、生徒指導室前で入室用紙を受け取り、必要事項を記入し、押印してもらった後、入室できます。入室の際は、入室用紙を授業の先生（以下教科担当）に提示し、教科担当のサインをもらい、授業終了後直ちに担任に届けてください。
- 4.授業においては、始業のチャイムとともに開始できるように、10分間の休憩中に次の授業の準備（教室の移動も含む）を行いましょう。なお、30分を超える不在は後期課程生については欠課となります。

服装・容儀について

- 1.服装は、本校で定められた基準服（夏冬用）を着用しましょう。また、校章を所定の場所につけましょう。
- 2.基準服は着崩すことなく、本校生徒としてふさわしい着こなしをしましょう。
- 3.夏服を着用する場合、衛生面を考えアンダーウェアを着用してください。
- 4.厳寒期の服装について
（上着について）

登下校時には指定されたコートを着用することができます。指定されたコート以外でも、黒・紺のコート、または華美でないウインドブレーカー（黒・

紺・白）であれば着用できます。

また、部活動のウインドブレーカー等の防寒着は、学校名などがプリントされ、統一されたものであれば着用できます。

（セーター等について）

指定されたベスト・セーターを着用することができます。

5. マフラー（ネックウォーマー）・手袋は華美でないものとします。また、防寒のための帽子は着用できません。
6. 黒または紺色のソックスを必ずはきましょう。スカートの場合は冬季にストッキング・タイツを着用できます。色はベージュ・黒色とします。
7. カバンは、通学にふさわしいものを用いましょう。どのような場合でも登校時はカバンを持って登校しましょう。
8. 通学靴は紐靴で華美でないもの、または黒のローファーとします。雨や雪などの天候が悪いときは、長靴等を履くことができます。
9. 校舎および体育館では、それぞれ指定された上履き・体育館シューズを用いてください。
10. 頭髮については、男女とも清潔感のあるものとし、パーマ・着色・脱色等の加工は一切してはいけません。配慮が必要な場合は、担任に申し出てください。
11. 化粧は禁止します。リップクリームは、無色で香りがないものであれば利用できます。
12. ケガ等、やむを得ない理由で基準服（夏冬用）以外の服装で登校、および授業を受ける際は、必ず定められた手続きを行い、許可を得てください。
13. 登下校中は、イヤホン等の使用を禁止します。

校外生活について

1. 本校生徒としての品位と自覚をもち、服装に留意し、社会におけるルールやマナーを厳守しましょう。
2. 保護者の許可なく外泊することは禁止します。
3. 夜間の外出はしないようにしましょう。やむを得ない場合は、保護者に同伴してもらいましょう。
4. アルバイトは原則として禁止します。ただし、経済的理由などやむを得ない場合は、所定の手続きにより学校の許可を受けてください。

問題行動について

学校でいう問題行動とは、「本校の規則を守らない行為」、「周囲の人が迷惑を被る行為（いじめを含む）」、「法に触れ、警察機関等が統制の対象とする行為」のことをいいます。

1. このような行為を行った者については、事情を調査した上で（警察との連携も含む）、指導（懲戒を含む）を行います。
2. 特に触法行為については、懲戒の対象となります。

単位の履修・修得について（後期課程）

1. 原則として、欠課時数が授業時数の $1/3$ を超える場合、その科目は「履修」したとは認められません。履修とは「授業に参加し、授業を受ける」ということです。また、「修得」が不十分と見なした場合は、単位を認めることはできません。
2. 「未履修」「未修得」によって単位を認められなかった場合、進級・卒業はできません。卒業には学校が別に定める単位数の修得を必要とします。

定期考査（課題テストを含む）について

1. 定期考査等は厳正な態度で受けましょう。特に、次の事項を守りましょう。
 - ア. 座席は、原則として窓際から縦に出席番号順に着席しましょう。
 - イ. 予鈴（5 分前チャイム）の段階で入室を済ませ、静かに待機してください。
 - ウ. 机の中は前日までに空にしてください。
 - エ. 筆記用具以外はすべてカバンの中に入れ（下敷き・筆箱は使用できない）、カバンは口を閉め、椅子の下に置いてください。
 - オ. 配付された問題用紙（解答用紙も含む）は、開始の指示（チャイム等）があるまで裏返しにしておいてください。
 - カ. 考査時間中の消しゴム等の貸し借りは禁止します。
2. 解答の参考に、あるいはその手段になりうるものが、机の上（机上に書かれた場合も含む）や机の中にあった場合等は、実際に使用していなくても不正行為と見なすことがあります。
3. 途中退室は、原則としてできません。
4. 考査時間中の保健室での受験は、原則として認めません。
5. 病気欠席の場合、通院が証明できる書類（薬袋も可）を提出してください。

生徒の特別欠席の取り扱い

生徒の忌引等やむを得ない特別な理由によってなされた欠席（病気欠席・事故欠席を除く、以下「特別欠席」という。）の取り扱いについて

1. 忌引は下の基準による。

父	母	7 日以内	祖 父 母	3 日以内
兄弟姉妹		3 日以内	伯 叔 父 母	1 日以内
曾祖父母		1 日以内		
2. その他の特別欠席の基準は、下に掲げる場合（主なもの）において、校長の承認を得て、その都度必要と認められる期間（または時間）とする。
 - (1) 感染症法による交通しや断または隔離
 - (2) 風水震火災その他の非常災害による交通しや断
 - (3) 風水震火災その他の天災地変による生徒の住居の滅失または破壊
 - (4) その他の交通機関の事故等の不可抗力による場合
 - (5) 父母の祭日
 - (6) 校長の承認を得て受験（進学・就職等）する場合